

# 中小企業の活力強化と今後の日本経済

平成 22 年 2 月 23 日

日本商工会議所  
中小企業委員長 西村 貞一  
(大阪商工会議所副会頭)  
(株式会社サクラクレパス代表取締役社長)

## 1 . 苦境にあえぐ中小企業と地域経済の疲弊

長引く景気の低迷

地域経済崩壊の危機

## 2 . 現下の経済環境に対する取り組み

事業者としての取り組み

商工会議所の取り組み

## 3 . 中小企業の活力強化による日本経済の再生

以 上

# 商工会議所LOBO(早期景気観測)

— 2010年1月調査結果 —

 日本商工会議所  
The Japan Chamber of Commerce and Industry  
2010年1月29日

## 業況DIは、マイナス幅は縮小も依然厳しい状況

### <結果のポイント>

- ◇1月の全産業合計の業況DIは▲62.3と、前月に比べ+1.5ポイントと、2カ月振りにマイナス幅が縮小した。各地からは、年末を乗り切った安堵の声も聞かれたが、業況判断は「悪化」から「不変」への変更が主で、実態は横ばい状態とみられる。業況は、製造業を中心に、広範囲に生産水準の下げ止まり感が出ているものの、大幅な需要不足によるデフレが深刻化しているうえ、雇用・設備の過剰感、円高の長期化、高水準で推移する倒産件数も続いており、依然厳しい状況となっている。
- ◇業種別では、製造業、卸売業、小売業でマイナス幅が縮小した。製造業については、経済対策の効果のほか、新興国向け輸出の増加等が輸送機械や電子機器を中心に寄与した。卸売業については、仕入単価の下落が影響した。一方、建設業では、年度末、新年度に向け公共工事量が減少、民間工事も低迷したことによりマイナス幅が拡大した。サービス業では、外食の落ち込み、円高による外国人観光客の減少など大幅な需要不足が影響し停滞した。各地からは、「年末に廃業が増加した」との報告が多くなっている。
- ◇項目別では、資金繰りDIは、政府による金融対策等により、やや一服感が出ているものの、売上の激減により資金繰りは限界に達しており、廃業を視野に入れざるを得ないという企業が多くなっている。従業員DIのマイナス幅縮小は、業況判断「悪化」から「不変」への変更が主因で、雇用情勢は厳しい状況が続いている。仕入単価DIは、デフレの進行の中、原油価格の上昇を背景に横ばいにとどまっている。
- ◇先行きについては、▲51.8(前月比+5.0ポイント)と、5カ月振りにマイナス幅が縮小した。新興国向け輸出の増加等により製造業を中心に業況感が持ち直しているが、デフレによる販売価格の低下、雇用・所得不安に伴う個人消費・住宅建設の減退、公共工事の減少懸念、円高の影響などから、先行き不安が続いている。また、各地からは、景気回復に資する公共投資や、昨年12月8日に発表された緊急経済対策の早期執行を求める声が強い。

### ----- 調査要領 -----

調査期間 2010年1月18日~22日

調査対象 全国の407商工会議所が2623業種組合などにヒアリング

(内訳) 建設業:385 製造業:618 卸売業:237 小売業:741 サービス業:642

調査項目 今月の業況・売上・採算などについての状況及び業界として当面する問題等

DI値(景況判断指数)について

DI値は、業況・売上・採算などの各項目についての、判断の状況を表す。ゼロを基準として、プラスの値で景気の上向き傾向を表す回答の割合が多いことを示し、マイナスの値で景気の下向き傾向を表す回答の割合が多いことを示す。したがって、売上高などの実数値の上昇率を示すものではなく、強気・弱気などの景況感の相対的な広がりの意味する。

$$DI = (\text{増加・好転などの回答割合}) - (\text{減少・悪化などの回答割合})$$

業況・採算:(好転) - (悪化)      売上:(増加) - (減少)

# 商工会議所の使命・組織等について

## 1. 商工会議所とは

商工会議所は民間の商工業者の自主的な意思により、商工業者自らが組織している団体

### (1) 商工会議所のルーツ

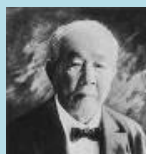
- **1599年** 世界初の仏・**マルセイユ商業会議所設立**
  - ・商人のギルド組織を母体に、国王アンリ4世の許可を得て任意組織として設立
  - ・その後、ナポレオンの大陸遠征に伴い、ヨーロッパ諸国に広まる



<マルセイユ商業会議所>

### (2) 日本における商工会議所の主な歴史

- **明治11(1878)年3月** 日本初の「**東京商法会議所**」設立 (初代会頭・**渋沢栄一**)
  - ・商工業者の声を国の政策に反映させるために発足。
  - 以来、行政への意見具申は、今日に至るまで最も重要な活動。
  - ・**英国の商工会議所(加入・脱退自由、会員会費により運営)**を模範に設立
  - 大阪(8月)、神戸(10月)と続き、明治18年(1885年)までに32の商法会議所が誕生



商工会議所誕生秘話

明治11年、内務卿伊藤博文、大蔵卿大隈重信らが不平等条約改正の折衝に当たった際、英国公使パークスに「条約改正は国民の世論です」と言った。するとパークスは、「それはおかしい。今、あなた方は、条約改正は国民の世論であると言われたが、国会も商工会議所もない日本が、どこでどのようにして国民の世論を聞く方法があるのか。そのような便利な方法があれば、不肖パークス、後学のために教えていただきたい」と詰め寄られた。そこで伊藤公たちは、早速欧米の商工会議所制度などを調べ、どうしても商工会議所が必要だとの結論になった。実業界の渋沢栄一や五代友厚らが設立を提唱すると、伊藤公らは全面的に協力した。

- **明治23(1891)年** 全国の経済の発展と国際化の進展に伴い、会議所制度の強化が必要とされ条例が施行。
- **明治25(1893)年** 全国15の商業会議所が商業会議所連合会設立 (日商の前身)
- **昭和28(1953)年8月** 商工会議所の機能強化のため、幾多の変遷を経て**現在の商工会議所法が成立** (議員立法、同年10月施行)  
 <設立は国による認可制をとっているが、地域の商工業者の自主的な発意に基づいて設立>



### (3) 商工会議所の4つの特徴 - 「商工会議所」のDNA

- ① 地域性 - 地域を基盤としている
- ② 総合性 - 会員はあらゆる業種・業態の商工業者から構成される
- ③ 公共性 - 商工会議所法に基づき設立される民間団体で公共性を持っている
- ④ 国際性 - 世界各国に商工会議所が組織されている

## 2. 商工会議所のミッション

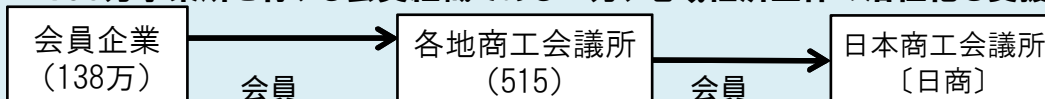
### — ミッションは「中小企業の活力強化」「地域経済の活性化」 —

- 地域総合経済団体の強み、「現場に立脚した活動」を通じた政府等への政策提言活動
- 中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援
- 創業・経営革新への挑戦支援
- 地域の労働・雇用対策の推進
- 検定事業を実施し、時代に対応した産業人材を育成
- グローバル化に対応した各国経済界との交流促進
- 原産地証明の発給をはじめとする中小企業の国際化支援
- 「まちづくり3法」を活用した中心市街地の活性化支援
- 地域資源を活用した産業振興、地域ブランド力の育成・強化、観光振興
- 地域コミュニティの維持、社会福祉の増進
- 地域の祭・伝統文化の興隆、国家的イベントへの協力・推進
- 地球温暖化対策、リサイクルなど環境・エネルギー問題への対応

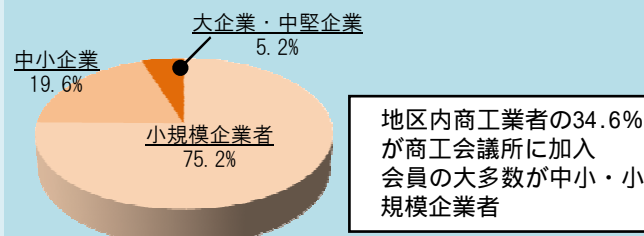


## 3. 商工会議所の組織

138万事業所を有する会員組織である一方、地域経済全体の活性化も支援



### 会員企業の内訳



### 商工会議所の役割

地域の総合経済団体として、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資する

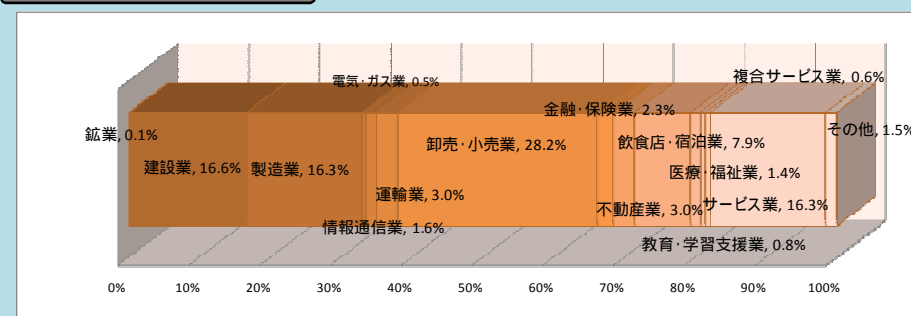
### 日商の役割

全国の商工会議所を総合調整し、その意見を代表し、国内及び国外の経済団体と提携すること等によって、商工会議所の健全な発達を図り、わが国商工業の振興に寄与する



日本商工会議所・東京商工会議所  
会頭 岡村 正  
<(株)東芝相談役>  
大阪ほか主要都市商工会議所の会頭が、日本商工会議所の副会頭を務める。

### 会員企業の業種別構成



商工会議所の会員はあらゆる業種で構成されている。情報化の進展、高齢化に伴う福祉需要の高まりなどにより、情報通信業、医療・福祉業、サービス業の割合が増加。

項目	日本商工会議所	(各地)商工会議所
会員	(各地の)商工会議所(法第66条)	その地区内において、引き続き6カ月以上営業所、事務所、工場又は事業所を有する商工業者。(法第15条)
設立	各都道府県内1以上の商工会議所が協同して発起人となり、設立(法第67条)	会員の30人以上が発起人となり、設立(法第24条)
役員	会頭1人、副会頭5人以内、常議員51人以内、監事2人または3人、専務理事1人、常務理事1人、理事4人以内(法第69条)	会頭1人、副会頭4人以内、常議員(議員定数の1/3以内)、監事2人または3人、専務理事1人、理事4人以内(法第32条)
議員	102人以内(法第75条)	30人以上150人以内(法第42条)
会議	・会員総会(法第73条) - 最高意思決定機関 ・議員総会(法第74条) ・常議員会(法第76条)	・議員総会(法第41条) - 最高意思決定機関 ・常議員会(法第51条)
部会	なし	会員は営んでいる事業に係る部会に属する(法第54条)

### 商工会議所は民間経済団体として設立・運営されている

① 商工会議所法は、商工会議所の組織を規定しているものであり、その設立・運営には民間経済団体としての自主性が確保されている

- 地域において30人以上の商工業者の発起により設立。
- 規模、業種、業態を問わず、あらゆる商工業者が自らの意思で、自由に加入・退会できる任意加入制度を採用。
- 定款自治により運営。会員の中から選挙等により選出される議員で構成する「議員総会」が最高意思決定機関。
- 会頭、副会頭ほか役員は、議員総会において選任。

② 会員のニーズに対応し、多岐にわたる活動を展開

- 会員への直接的なサービスのほか、政策提言、中小企業支援、まちづくり、観光振興、検定事業、地域コミュニティ活動など、幅広い事業を実施している。近年では、地域や中小企業が直面する課題の多様化・複雑化に伴い、商工会議所の活動範囲も拡大。環境、社会保障、教育、少子化問題等の新しい課題にも積極的に対応。

③ 自己財源により幅広い事業活動を実施

- 商工会議所の経常的運営や数多くの自主事業の経費は、会員からの会費収入、事業収入の自己財源で賄われている。
- 委託・補助事業の中心は、小規模事業者の相談・指導を行う経営改善普及事業で、地方自治体から事業を実施するための補助金が交付されている。ただし近年は、都道府県の財政難等を理由に削減傾向にあり、自己財源から不足分を補填することで事業の推進にあたっている。
- 日商が国の提案公募に応募受託し、各地商工会議所を通じて実施する中小企業支援、地域活性化のための委託・補助事業があるが、各地商工会議所単年度収入に占めるその割合は2.1%(20年度単年度収入決算対比)である。
- このほか、二国間経済委員会、青年部、女性会、各種イベント等、さまざまな事業を別途、登録料・会費等の負担金を徴収し自己財源で実施している。